

平成31年度税制改正に関する要望

定期航空協会

平成31年度税制改正関連要望

我が国経済は、これまでの政策が奏功し回復の兆しが現れております。今後、この景気回復をより確実なものとするためにも、アジアを中心とした世界の成長を取り込むことが必須であり、そのためには、訪日旅客の90%以上が利用する航空の役割がますます重要になってまいります。

現在、訪日外国人旅行者数は過去最高を更新し続け、外国人旅行消費額も4兆円を超えるに至っております。これは、政府が「観光は地方創生の切り札、成長戦略の柱」との考えのもと、訪日旅客増加に向けた施策に長年取り組まれて来た結果です。日本の成長、特に長期的な目標である地方創生を実現するためには、今後も、積極的に訪日旅客を増やし、その経済効果を地方へ波及させる必要があります。

本邦航空会社は、これまでも拡大する世界の観光需要を取り込み、訪日旅客を地方へ誘客することで、日本経済の成長や地方創生の実現に向けて役割を果たしてまいりました。今後も航空業界が政府目標の達成に貢献し続けるためにも、航空の利用者に負担を求める不要不急な新税の創設は避けるべきです。

上記を踏まえ、平成31年度税制改正要望においては、次の項目を要望いたします。

平成31年度税制改正要望項目

① 航空券連帯税(仮称)の導入反対

① 航空券連帯税（仮称）の導入反対

【要望】 国際連帯税の創設が検討される場合においても、航空券に課される「航空券連帯税」の導入には強く反対

- 本税の創設は、なぜ航空券に課税するのかという合理的理由を欠きます。
- 航空利用者へののみ、国際連帯税の負担を求めることは極めて不平等です。

税の受益と負担が不明確であり合理的理由を欠いている

新たな税の創設にあたっては、受益と負担の関係を明確にし、そこに合理的な理由を伴う必要があります。今般導入された「国際観光旅客税」はその税収を納税者である国際航空旅客等の利便性向上に活用すると聞いております。しかしながら、「航空券連帯税(仮称)」に関しては、具体的な制度が示されていないため、まずは受益者と負担者の関係を明らかにする必要があります。仮に他国と同様の制度とするのであれば、航空利用者（負担者）が、途上国（受益者）のために納税するものであり、受益と負担の直接の関係が不明確であるばかりでなく、合理的理由を欠きます。

国際連帯を実現するための負担を航空利用者へののみ求めることは、税の負担者が偏るため極めて不平等である

国境を越えて行う経済活動で恩恵を受けている経済主体に課税することが「国際連帯税」の主旨であるならば、航空利用者へののみ負担をもとめることは極めて不平等であり、税を負担する対象者が偏るため、著しい不公平が生じます。加えて、「航空券連帯税」は現在14ヶ国でのみ導入されている極めて稀な税であり、国際的な広がりを見せていない状況で「航空券連帯税」を日本に導入することには、強く反対です。

「航空券連帯税」を導入している国の制度例

- 導入国から出国する航空会社の国際航空券に税を上乗せする形で徴収
- 国際機関「UNITAID」を通じた、途上国の保健衛生分野の援助等に使用
- 現在導入国は**世界で14ヶ国のみ**（外務省資料より）

（例：フランス）

国際線：エコミークラス €4.51

ビジネス、ファーストクラス €45.07

（約580～5,800円）（€1 ≒128円 2018年6月）

◆航空券連帯税導入国



出典：外務省資料より定期航空協会作成